

## 浜頓別町学校運営協議会規則

平成31年4月1日  
教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の6に規定する学校運営協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学校運営に関して、浜頓別町教育委員会(以下「教育委員会」という。)及び校長の権限と責任のもと、保護者及び地域住民の学校運営の参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び、地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校(以下「対象学校」という。)を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、学校経営計画を作成し協議会の承認を得るものとする。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営に関する意見の申し出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、前項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ校長の意見を聴取することができる。

(学校運営等に対する評価)

第6条 協議会は、毎年1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果の情報を積極的に提供するように努めなければならない

ない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、当該学校に在籍する児童、生徒の保護者及び当該学校の所在する地域住民の理解を深めること
- (2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること  
(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、校長の推薦を参酌し、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
  - (2) 対象学校の通学区域の住民
  - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
  - (4) 対象学校の校長及び教職員
  - (5) 関係行政機関の職員
  - (6) その他、教育委員会が適当と認めるもの
- 2 委員の辞職等により欠員が生じたときは、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。
  - 3 委員の定数は、各対象学校につき10名以内とする。
  - 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の特別職員の身分を有する。委員の報酬は、予算の範囲内で支給できるものとする。
  - 5 校長は、委員を推薦するときは委員推薦書（様式第1号）を教育委員会に提出する。
  - 6 教育委員会は、委員の任命をするときは、任命書（様式第2号）を交付する。  
(委員の任期)

第9条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 前条2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(守秘義務)

第10条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと
  - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること
  - (3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと  
(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申し出があった場合
- (2) 前条に反した場合
- (3) その他解任に相当する事由が認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。  
(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長その他の教職員を会長又は副会長に選出することはできない。

3 会長が会議を招集し、議事を掌る。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議の公開)

第13条 協議会の会議は、原則公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会において必要な事項について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に招集される会議及び第12条第2項の規定により会長が互選される前に招集される会議は、第12条第3項に規定にかかわらず、教育長が招集する。